

加古川市技能功労者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この表彰は、永年にわたり同一の職種に従事し、優れた技能をもって社会貢献した人々の功績をたたえ、技能者の技能水準の向上と地域産業の発展に資することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 市長は、次に掲げる要件をすべて備えている者を表彰する。

- (1) 加古川市内に住所及び勤務地を有する者。
- (2) 技能者として、経験年数20年以上を有し、かつ、年齢50歳以上の者。
- (3) 優秀な技能を有し、他の技能者の模範と認められる者。
- (4) 次条に規定する職種に従事し、指導的な立場にある者。

2 市長は、同条第1項とは別に次の者を特別に表彰することができる。

- (1) 国(厚生労働省)が行う直近の技能検定において特級及び単一級の技能士となった者。
- (2) 国・県の表彰制度において表彰された者で特に優秀と認められる者。
- (3) 技能競技大会等において優秀な成績をおさめた者。

(表彰対象職種の範囲)

第3条 表彰の対象となる職種は、別表のとおりとする。ただし、前条第2項に該当する表彰の対象は国(厚生労働省)が定める職種とする。

(被表彰者の推薦)

第4条 各業種団体等は、表彰基準に該当する者がいるときは、その旨を市が定める様式により市長に推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、前条の規定により推薦された者について、書類審査を経たうえ加古川市技能功労者表彰選考委員会(以下「委員会」という。)に諮って被表彰者を決定する。ただし、市長が必要と認める場合は、委員会の選考を経ないで決定することができるものとする。

(委員会)

第6条 委員会は委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、市職員の中から市長が任命する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

(表彰の方法及び時期)

第7条 この表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

- 2 表彰は、2年ごとに、当該年の11月に行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月16日から施行する。

2 この要綱による改正後の加古川市技能功労者表彰要綱第7条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後、最初に実施する表彰から適用する。この場合において、最初に実施する表彰の年度は、令和9年度とする。

別表（第3条関係）

1	板金工	20	菓子製造工
2	時計修理工	21	塗装工
3	電気工事士	22	内張工
4	自動車整備工	23	表具師
5	自転車組立工・修理工	24	印判師
6	洋服仕立職	25	理容師
7	和服仕立職	26	美容師
8	靴下製造工	27	クリーニング師
9	大工	28	鍼灸マッサージ師
10	内装仕上工	29	造園工
11	屋根職	30	広告美術工
12	左官	31	タイル張り工
13	とび職	32	写真師
14	配管工	33	寝具技能士
15	畳工	34	硝子技能士
16	石工	35	自動車板金工
17	建具職	36	加古川商工会議所等が推薦する職種
18	印刷工	37	その他市長が特に認める職種
19	パン製造工		